

鳥取市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年11月6日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第51号

鳥取市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鳥取市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年鳥取市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第18条第6号中「第2条第17項」を「第2条第18項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年11月20日から施行する。